工事名:〇〇〇〇工事 工事番号:第〇一〇号 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

### ■落札者決定基準【技術提案型①(舗装)】

 【発注部局】
 食農部

 【工種(区分)】
 舗装

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準		配点	
技術提案に係る項目	総合的なコストの縮減	•維持管理費•更新費				
	に関する項目 (注9)	· その他、補償費 等				
		・初期性能の持続性の向上				
		・強度、耐久性、安定性の向上				
	(注9)	・供用性の向上 等			および配点	小計6~12 点満点
	社会的要請の対応に関する項目	<ul><li>・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質 汚濁、地盤沈下、土壌汚染など)</li><li>・交通の確保(規制車線数、規制時間、 交通ネットワークの確保、災害復旧など)</li></ul>		. IS本IT		
	(注9)	・特別な安全対策				
		<ul><li>省資源対策又はリサイクル対策</li></ul>				
	工事成績評定点	過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県食農部及び環境森林部発注の「設計金額が1千万円以上の舗装工事」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)(注2)(注3)(注4)(注10)	a. 65点以上	(工事成績評5 -65)×	E点の平均値 0.1 Max2.5	
	比率による加重平		b. 60点以上 65点未満	(工事成績評)	定点の平均値 ー65)×0.4	
	業 の 施		c. 60点未満	_	3	_
技術提案書注1	重平均とする)	過去4年間における農林水産省が舗装工事に対して 行った表彰 (注2)	a. 下記の表彰がある 〇近畿農政局管内発注の農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰(地域貢献活動の表彰は除く) ・大臣表彰 ・農村振興局長表彰 ・近畿農政局長表彰 〇治山・林道工事コンクールの表彰 ・大臣表彰 ・林野庁長官表彰	0.4点/1表彰	Max 1	
の施			b. 上記aに該当しない a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO1400 Oシリーズ認証を取得している b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO1400		) 	
」	(注5)	0シリーズ認証を取得している         c. 上記にa、b該当しない		0.5		満点
実		同種工事 〇〇〇〇	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	:	2	
   等 	(現場代理人)の実績	は代表者のみ採点 )又は専任補助者 場代理人)の実績 5)(注13) を含む)として完成・引渡が完了した同種工事について の主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工 経験 (注2)(注7)(注11)(注12)	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共 法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績が ある		1	
	(注6)(注13)		c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を 含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある			
			d. 上記a、b、cに該当しない a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許	(		_
	地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出答と変による加重変数	川に採点し、出 こよる加重平均 本店の所在地及びアスファルトプラントの所有の有無	可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有 (共同所有を含む)している b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している	1		
	とする)(注5)		c. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している			
	社会・地域貢献(JVは 全構成会社別に採点		d. 上記a、b、cに該当しない a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結している ことが確認できる		)	·
		災害協定の締結	b. 上記aに該当しない	(	)	
	_ ·· /	<u>.                                    </u>		1	6~22点満	上 点

- (注1) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目 の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札 参加を認めないものとする。
- 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。 (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。
- 表彰における過去4年間とは、令和2年4月1日〜令和6年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対し1表彰として加点するものとする。 けた場合でも、その企業に対し1表彰として加点するものとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日〜本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日~令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注6)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
  ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
  「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
  配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注7)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注10) 「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。 「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る)を含むものと
- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注13)複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

工 事 名:〇〇〇〇工事 工事番号:第〇一〇号

工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

## ■落札者決定基準【企業・技術者評価型①(舗装)】

【発注部局】食農部【工種(区分)】舗装

類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点		
	工事成績評定点	境森林部発注の「設計金額が1千万円以上の舗装工事」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注9)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 ー65)×0.1 Max2.5		
			b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値 ー65)×0.4		
			c. 60点未満	-3		
企業	工 実 績 (注 5) 表彰(JVは全構成 会社別に採点し、 出資比率による加 重平均とする)	過去4年間における農林水産省が舗装工事に対して 行った表彰 (注2)	a. 下記の表彰がある 〇近畿農政局管内発注の農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰(地域貢献活動の表彰は除く) ・大臣表彰 ・農村振興局長表彰 ・近畿農政局長表彰 〇治山・林道工事コンクールの表彰 ・大臣表彰 ・林野庁長官表彰	0.4点/1表彰 Max 1	ıx 1	
			b. 上記aに該当しない	Ó		
の	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注5)		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO1400 0シリーズ認証を取得している	1		
施工			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO1400 Oシリーズ認証を取得している	0.5	 小計 点滞	
			c. 上記にa、b該当しない	0		
実績	配置予定技術者の実績 (JVは代表者のみ採点 する)又は専任補助者	同種工事 OOOO	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2		
等		採点 助者 過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共 法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績が ある	1		
			c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を 含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1		
			d. 上記a、b、cに該当しない	0		
	る) (注5)		a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有 (共同所有を含む)している	2.5		
			b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している	1.5		
			c. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している	1		
			d. 上記a、b、cに該当しない	0	_	
	社会・地域貢献(JVは全 構成会社別に採点し、出 資比率による加重平均と		a. 本工事の公告日時点において国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1		
	する) (注5)		b. 上記aに該当しない	0		
		I hn 笛		10点満点		

- (注1)技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで 可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異な る、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 表彰における過去4年間とは、令和2年4月1日~令和6年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた 場合でも、その企業に対し1表彰として加点するものとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日~令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。 (注5) JVの場合は全構成会社別に採点し出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨てし、小数第2位まで計算するものとする。
- (注6)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。

・同種工事」の美績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専 任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合 は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

- (注7)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点によりO点を下回る場合は失格とする。
- (注9)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。
- 「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る)を含むものとする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。
  - ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

工事名:〇〇〇〇工事 工事番号:第〇一〇号 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

## ■落札者決定基準【技術提案型②(舗装)】

【発注部局】食農部【工種(区分)】舗装

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	   評価(審査)基準 	配点	
	総合的なコストの縮減	•維持管理費•更新費		  (評価内容および配点 」 は案件毎に決定) 	
	に関する項目 (注9)	・その他、補償費等			
	工事目的物の性能・機 能の向上に関する項目 (注9)	・初期性能の持続性の向上			
技術		・強度、耐久性、安定性の向上			小計6~12 点満点
提案		・供用性の向上 等			
に係る項目	社会的要請の対応に関	・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染など) ・交通の確保(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧など)			
	(注9)	・特別な安全対策			
		<ul><li>省資源対策又はリサイクル対策</li></ul>			
	企 業 の 施 工事成績評定点 エ	過去5年間に元請(JVの構成員 として請負った工事を含む)とし て完成・引渡が完了した、奈良 県食農部及び環境森林部発注	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 ー65)×0.1 Max2.5	 [
		の「設計金額が1千万円以上の	b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値 ー65)×0.4	
	績		-3		
			a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14 000シリーズ認証を取得している		1
			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14 000シリーズ認証を取得している		0.5
		同種工事	c. 上記a、bに該当しない	0	]
		0000	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が 発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2	
	大は専任補助名(現場 代理人)の実績 (注5)(注12)	大は専任補助有(現場  代理人)の実績	実績 過去15年間の元請(JVの構成 員として請負った工事を含む)と して完成・引渡が完了した同種	1	小計11点
施施		注12) エ事についての主任技術者・監 理技術者・現場代理人としての 施工経験	c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を 含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	
エ		注2)(注6)(注10)(注11) d. 上記a、b、cに該当しない	0	満点	
実	地域精通度	許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有 (共同所有を含む)してい 本	a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業 許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有 (共同所有を含む)している	2.5	
績			b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業 許可を受けている本店を有している	1.5	
等				1	
			d. 上記a、b、cに該当しない	0	
	社会·地域貢献	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	
			b. 上記aに該当しない	0	
	受注工事量	た設計金額(税込み)1千万円以	a. 当該期間の受注件数がO件の場合	2	
				1.5	
			c. 当該期間の受注件数が2件の場合	1	
			d. 当該期間の受注件数が3件の場合	0.5	
			e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合	0	
	1		L	17~23点満	<u></u> 占

(注1)技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札

時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。

- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日~令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合 に限るものとする。

ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。

配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

- (注6)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認 できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注7) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注8)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。
- (注9) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12)複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。
- (注13) 「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。 「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド 課に限る)を含むものとする。

工事名:〇〇〇〇工事工事番号:第〇一〇号

工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

#### ■落札者決定基準【企業・技術者評価型②(舗装)】

【発注部局】食農部【工種(区分)】舗装

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
	企業	て完成・引渡が完了した、奈良 県食農部及び環境森林部発注 の「設計金額が1千万円以上の 舗装工事」の工事成績評定点の 平均値(過去5年間の全件数の 平均値) (注2)(注3)(注4)(注12)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 ー65)×0.1 Max2.5	
	の     施   工事成績評定点   エ		b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値 ー65)×0.4	
	績		c. 60点未満	-3	
	ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO1 4000シリーズ認証を取得している	1	
			b. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO1 4000シ リーズ認証を取得している	0.5	
			c. 上記a、bに該当しない	0	]
企		同種工事	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2	
支 業	大は専任補助者(現場  代理人)の実績	して完成・引渡が完了した同種 工事についての主任技術者・監 理技術者・現場代理人としての 施工経験	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共 法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績が ある	1	
是施	(注5)(注11)		c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を 含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	小計1
ドーエ			d. 上記a、b、cに該当しない	0	点満点
実		本店の所在地及びアスファルトプラントの所有の有無	a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設 業許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有 (共同所有を含む)している	2.5	
注)	地域精通度		b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設 業許可を受けている本店を有している	1.5	
等			c. 本工事の公告日時点において、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している	1	
			d. 上記a、b、cに該当しない	0	
	社会•地域貢献	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結して いることが確認できる	1	
			b. 上記aに該当しない	0	
		県土マネジメント部、食農部、環境森林部及び水道局から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独で契約締結した設計金額(税込み)1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注工事の件数	a. 当該期間の受注件数がO件の場合	2	
			b. 当該期間の受注件数が1件の場合	1.5	
	受注工事量		c. 当該期間の受注件数が2件の場合	1	
			d. 当該期間の受注件数が3件の場合	0.5	
			e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合	0	
			加	11点満点	

- (注1)技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とす
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日~令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。

ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。

「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

- (注6)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注7) 加算点の合計が減点によりO点を下回る場合は失格とする。
- (注8)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。
- (注9) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注10)現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11)複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。
- (注12)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。 「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る)を含むものとする。

工事名:〇〇〇〇工事 工事番号:第〇一〇号 工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

# ■落札者決定基準【技術提案型③(舗装)】

 【発注部局】
 食農部

 【工種(区分)】
 舗装

分類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
	総合的なコストの縮減に	•維持管理費•更新費			
	関する項目 (注9)	・その他、補償費等			
±	能の向上に関する項目   (注9)	・初期性能の持続性の向上			
技術		・強度、耐久性、安定性の向上			
提案に		・供用性の向上 等		 (評価内容および配点 - は案件毎に決定) 	小計6~
係る		・環境の維持(騒音、振動、粉塵、水質 汚濁、地盤沈下、土壌汚染など)			点満点
項目		・交通の確保(規制車線数、規制時間、 交通ネットワークの確保、災害復旧など)			
	(注9)	・特別な安全対策			
		・省資源対策又はリサイクル対策			
	業     の     施  工事成績評定点	過去5年間に元請(JVの構成員として請 負った工事を含む)として完成・引渡が完	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 ー65)×0.1 Max2.0	
		了した、奈良県食農部及び環境森林部発 注の「設計金額が1千万円以上の舗装工 事」の工事成績評定点の平均値(過去5年		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		間の全件数の平均値)	c. 60点未満	-3	
:	ISO9000シリーズ、140		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はI SO14000シリーズ認証を取得している	0.5	
			上記aに該当しない	0	_
		同種工事  OOOO	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2	
		過去15年間の元請(JVの構成員として請 負った工事を含む)として完成・引渡が完	b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	
施		了した同種工事についての主任技術者・c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県 監理技術者・現場代理人としての施工経 を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	小計9.5	
工		(注2)(注6)(注10)(注11)	d. 上記a、b、cに該当しない	0	······満点
養			a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を 有している	2	
等		本店の所在地   b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している   c. 上記a、bに該当しない		1	
			0		
	社会·地域貢献		a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる	1	
		災害協定の締結   	b. 上記aに該当しない	0	
	受注工事量	令和6年6月1日以降に奈良県県土マネジメント部、食農部、環境森林部及び水道局から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独で契約締結した設計金額(税込み)1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注件数が1件の場合  a. 当該期間の受注件数が1件の場合  c. 当該期間の受注件数が2件の場合  d. 当該期間の受注件数が3件の場合	a. 当該期間の受注件数がO件の場合	2	
			b. 当該期間の受注件数が1件の場合	1.5	<u> </u>
				1	"
			d. 当該期間の受注件数が3件の場合	0.5	"
		(注8)	e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合	0	"
•		加		15.5~21.5点流	茜点

- (注1)技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている、提出を求める様式について漏れ落ちがある、技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)、提案を求めている事項が1つでも欠落している、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名 等)に合致していない内容が含まれている、これらの場合は欠格とし入札参加を認めないものとする。 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出するで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) A等級は設計金額が1千万円以上、B等級は設計金額が3百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。 ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日~令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
  (注5)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
  のとする。
  ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
  「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。
  配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札

した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。 (注6)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるも

- (注6)「特殊法人等」とは、公共工事の人札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び向施行や第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事美が宗良県で確認できる)。 のに限る)。 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注7) 加算点の合計が減点によりO点を下回る場合は失格とする。
- (注8)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。
- (注9) 評価項目につき1提案とし、2提案以上記入があった場合は、当該項目の全ての提案を評価対象外とする。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11)現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注12)複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。
- (注13)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。 「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限 る)を含むものとする。

工事名:〇〇〇〇工事工事番号:第〇一〇号

工事場所:〇〇市 〇〇町〇〇

#### ■落札者決定基準【企業·技術者評価型③(舗装)】

【発注部局】 食農部

【工種(区分)】 舗装

分	類	評価(審査)項目	評価(審査)内容	評価(審査)基準	配点	
		企 業	負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県食農部及び環境森林部発注の「設計金額が1千万円以上の舗装工事」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値)	a. 65点以上	(工事成績評定点の平均値 ー65)×0.1 Max2.0	
		エー		b. 60点以上 65点未満	(工事成績評定点の平均値 ー65)×0.4	
		実 績		c. 60点未満	-3	
		ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得		a. 本工事の公告日時点において、本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO1 4000シリーズ認証を取得している b. 上記aに該当しない	0.5	_
				D. 上記aic該当じない	0	
			同種工事	a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が 発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	2	
			過去15年間の元請(JVの構成員として請 負った工事を含む)として完成・引渡が完 了した同種工事についての主任技術者・ 監理技術者・現場代理人としての施工経 験 (注2)(注6)(注9)(注10)			
	企	配置予定技術者の実績				
技術	業 の	(現場代理人)の実績 (注5)(注11)		b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共 法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績が ある	1	
提	施			c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を 含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある	1	小計9.5
案書	工			d. 上記a、b、cに該当しない	0	☆点満点
(注 1)		地域精通度	本店の所在地	a. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を 有している	2	
				b. 本工事の公告日時点において、工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設 業許可を受けている本店を有している	1	
				c. 上記a、bに該当しない	0	
		社会•地域貢献	災害協定の締結	a. 本工事の公告日時点において、国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結して いることが 確認できる	1	
				b. 上記aに該当しない	0	
		受注工事量	1-県と単独で契約締結した設計金額(税 込み)1千万円以上の落札者決定基準が 舗装の受注工事の件数 (注8)	a. 当該期間の受注件数がO件の場合	2	
				b. 当該期間の受注件数が1件の場合	1.5	
				c. 当該期間の受注件数が2件の場合	1	
				d. 当該期間の受注件数が3件の場合	0.5	
				e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合	0	
			加	算点合計(注7)	9.5点満点	

- (注1)技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない、押印がない(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない、提出を求める様式について漏れ落ちがある、配置予定技術者の氏名が記載されていない、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12が提出されない、これらの場合は失格とする。
- (注2) 工事成績評定点における過去5年間とは、平成31年4月1日~令和6年3月31日までとする。 配置予定技術者の実績又は専任補助者の実績における過去15年間とは、平成21年4月1日~本工事の公告日までとする。
- (注3)「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。 「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注4) A等級は設計金額が1千万円以上、B等級は設計金額が3百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。 ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(設計金額がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百5十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成31年4月1日~令和6年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。
  - 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。 ただし、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注5)「同種工事」の実績要件は、上表において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。 ものとする。 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。

「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加点する。 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活 用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落 札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者

- (注6)「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できる ものに限る)。
- (注7) 加算点の合計が減点によりO点を下回る場合は失格とする。

(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。

(注8)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。

「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。

- (注9) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していた者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注10) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる 国家資格を有していなかった者とする。 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注11)複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。
- (注12)「環境森林部」とは、森林環境課及び県産材利用推進課に限るものとする。 「食農部」とは旧農林部及び旧食と農の振興部を含むものとし、「環境森林部」とは旧農林部及び旧水環境・森林・景観環境部(森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に 限る)を含むものとする。